

電力供給に関する重要事項説明書

この「重要事項説明書」は、出光興産株式会社（以下「当社」）の「Sプラン」「オール電化プラン」「低圧電力プラン」の供給条件に関する、重要な事項を説明したものです。電力供給サービスの詳細は「電気需給約款（低圧）」に定めております。当社ウェブサイトよりご確認ください。

1. 電気需給契約

- 当社所定の様式によってお申込みいただけます。
- 電気需給契約は、お客様からのお申込みを当社が承諾した日に成立します。
- ご契約期間は、電気需給契約の成立日から最初の12月31日までの間とし、それ以降は1年ごとに自動で更新します。なお、契約更新時は、更新後の契約期間のみを説明するものとし、事前の説明書及び事後の書面については、当社のウェブサイトへの掲示または電子メール等により通知します。
- ご契約内容の変更や、お引越しによるご契約の終了等の際は、当社「電気お客様センター」までご連絡ください。ご契約期間内であっても、ご契約終了に伴う違約金は発生しません。
- お引越し等以外の理由でご契約を終了してから6か月以内に再契約をご希望された場合は、ご契約いただけない場合があります。また、お客様都合による頻繁なプラン・契約電流・契約容量等の変更には、応じられないことがあります。

2. 電力供給の開始予定日

- 電力供給の開始予定日は、原則として、以下の通りとなります。
 - － 契約切替の場合：お申込月の検針日・計量日（以下「検針日」とする）または翌月の検針日
 - － 新規入居の場合：お客様のご希望の日

3. 電気料金算定の方法

- 電気料金の算定期間は、原則として、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間とします。ただし、料金の算定期間を1ヶ月とすることができない場合には、電気需給約款（低圧）に基づき日割り計算をします。
 - 電気料金は、「料金表」記載の方法で計算します。
- ※電力量計（以下「スマートメーター」）の設置が電力供給開始日以降になる場合、スマートメーターが設置されるまでの期間における30分ごとの使用電力量は、計量された使用電力量を均等に配分して得られる値とします。

4. 料金のお支払い

- 原則として、クレジットカードまたは口座振替でのお支払いとなります。ただし、新規入居の場合は、原則として、クレジットカードでのお支払いとなります。
- 料金の支払日は、クレジットカードの場合は各クレジットカード会社の定めた日となり、口座振替の場合は原則毎月6日となります。
- お客様が支払期日を過ぎても電気料金をお支払いいただけない場合や、その他「電気需給約款（低圧）」に定める場合には、当社は契約を解除する前に書面または電子メール等により、お客様に通知の上、契約を解除することがあります。
- クレジットカードまたは口座振替でのお支払いの確認がとれない場合、コンビニエンスストア払込票を発行することがあります。なお、発行手数料等これに伴い要する費用に相当する金額（税込550円）を申し受けます。

5. クルマ特割

クルマ特割は「Sプラン」「オール電化プラン」1契約につき、1コースが適用されます。

※クルマ特割は低圧電力プランには適用されません。

①ガソリンコース（ガソリン・軽油の特割サービス）

- 特割サービスは、お客様が登録したクレジットカードやPontaカード、楽天カード、dポイントカード等によって、当社が指定するサービスステーションでガソリン・軽油の給油代金を支払う際に、給油代金を割引くサービスです。割引される単価（特割単価）と特割を適用する給油量の上限は以下の通りとなります。

油 種	レギュラー・ハイオク・軽油
特割単価（税込）	2円/L
月間上限給油量	100Lまで

- 特割サービスの適用開始日は、原則として、以下の通りとなります。
 - － 電気需給契約の成立日が1日から10日の場合：当月15日
 - － 電気需給契約の成立日が11日から25日の場合：翌月1日
 - － 電気需給契約の成立日が26日から末日の場合：翌月15日
 - 特割サービスの適用は、原則として、電気需給契約が終了した日に終了します。
 - 特割サービスは、原則として、当社が電力供給サービスを提供する地域に立地するサービスステーションにてご利用いただけます。
- ※一部のサービスステーションではご利用できません。当社ウェブサイト（<https://map.idemitsu.com/b/a/>）にてご確認ください。
- ②EVコース
- EVコースは、お客様の電気ご使用場所に電気自動車（EV）用充電設備が設置されており、かつお客様が電気自動車（EV）を所有されている場合に、電気料金から月額200円（税込）を割引くサービスです。

6. 再生可能エネルギーオプション（以下「再エネオプション」）

- 再エネオプションは、「Sプラン」「オール電化プラン」「低圧電力プラン」のお客様が、当社所定の方法によりお申込みいただいた場合に適用されます。再エネオプションは以下の通りです。それぞれ使用電力量1kWhあたり以下の金額（税込）を電気料金に加算します。また、当社の電源種別ごとの構成比率および非化石証書の使用状況に関する計画値または実績値については、当社が別途定める場合を除き、当社のウェブサイト（<https://denki.idemitsu.com/supply/>）等における掲載またはその他の情報通信の技術を利用する方法により通知します。

プレミアムグリーンプラス（CO ₂ フリー）	2円/kWh
当社が、再生可能エネルギー由来の電気（FIT電気含む）に再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用することにより、再生可能エネルギー電気100%の調達を実現し、お客様に供給するサービス	
※FIT電気とは、FIT制度（再生可能エネルギーで発電した電気を電力会社が一定価格で買い取る国の制度）により当社が買い取りした電気のことをいいます。当社がFIT電気を調達する費用の一部は、当社以外のお客様も含めて電気の利用者が負担する賦課金によって賄われており、この電気のCO ₂ 排出量については、その販売電力量に相当する非化石証書の使用がない場合には、火力発電なども含めた全国平均の電気のCO ₂ 排出量を持った電気として扱われます。	
グリーンプラス（CO ₂ フリー）	1.5円/kWh
当社が、再生可能エネルギー指定の非化石証書の使用により、実質的に再生可能エネルギー電気100%の調達を実現し、お客様に供給するサービス	

①当社想定を上回る電気の使用があったとき、②一般社団法人日本卸電力取引所における非化石証書の約定価格が高騰したとき、③非化石証書の調達元である発電所の修繕もしくは事故等、または系統からの出力抑制依頼等により非化石証書の調達状況が悪化したとき、④天候、天災、伝染病、戦争、暴動、法令の制定もしくは改廃その他の不可抗力事由によるとき、または⑤その他やむを得ない事由によるときには、当社がプレミアムグリーンプラス（CO₂フリー）をご契約のお客様に供給する電気は、再生可能エネルギー比率が100%にならない場合が、また当社がグリーンプラス（CO₂フリー）をご契約のお客様に供給する電気は、実質的に再生可能エネルギー100%とならない場合があります。当社は、これによりお客様が受けた損害について、賠償の責めを負いません。

7. お申込み後の流れ

- お客様の契約内容、電気料金及び使用電力量等をご確認いただける会員専用ポータル「でんきMYページ」がご利用いただけるようになります。
- お客様からお申込みをいただいた後、お申込み完了のお知らせを書面または電子メール等で通知します。
- 契約締結後に届くメールからお客様ご自身で本登録まで完了いただくと、「でんきMYページ」のご利用が開始できます。
- 電気需給契約の成立後、電気需給契約の成立日、電力供給の開始予定日、ガソリン・軽油の特割サービスの適用日を、書面または電子メール等で通知します。
- 電気料金のお知らせの郵送をご希望される場合は、220円(税込)の郵送手数料をご負担いただきます。

8. 電力の供給方法

- 当社は一般送配電事業者と接続供給契約を締結し、お客様に電気を供給します。当社または一般送配電事業者は、お客様の土地もしくは建物に立ち入らせていただく等、業務上必要なご協力をお願いする場合がありますので、ご承諾願います。
 - 契約電流、契約容量、契約電力は、原則として、お客様のお申込みに基づき次のいずれかにより決定します。
アンペアブレーカー・主開閉器によって定める場合：契約電流は10・15・20・30・40・50・60アンペア(A)、契約容量は6から50キロボルトアンペア(kVA)未満、契約電力は0.5から50キロワット(kW)未満とします。
最大需要電力によって定める場合：契約電力は50キロワット(kW)未満とします。30分ごとの使用電力量のうち月間で最も大きい値を2倍した値を最大需要電力といい、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値を契約電力とします。
- ※東北・関西・中国・四国・九州エリアの実量制オール電化プランが該当します。
- 供給電圧は、100ボルト、200ボルト、100ボルト/200ボルトとなります。周波数は、北海道・東北・東京エリアが50ヘルツ、中部・北陸・関西・中国・四国・九州エリアが60ヘルツとなります。

9. その他

- お客様が現在ご契約の小売電気事業者から契約を切り替える際、スマートメーターの設置工事が必要となる場合がありますが、お客様の費用負担はございません。
- ※お客様のご希望によってその他の工事等が発生する場合は、お客様に工事費等をご負担いただくことがあります。
- お客様が現在ご契約の小売電気事業者との契約を解除する際には、次のような不利益が生じることがあります。詳細は現在ご契約の小売電気事業者にご確認ください。
 - ①契約解除に伴って違約金等のお支払いが必要となる場合があります。
 - ②ポイント等が失効する場合があります。
 - 当社は一般送配電事業者の定める託送供給等約款または消費税率の変更等により、当社が必要と判断した場合には電気料金、クルマ特割、グリーンプラス及びその他「電気需給約款(低圧)」の条項等を改定することがあります。この場合、供給条件の説明については、変更事項のみを説明するものとし、事前の説明書及び事後の書面については、当社のウェブサイトへの掲示または電子メール等により通知します。また、法令の制定または改廃に伴う形式的な変更については、変更事項の概要のみを説明するものとし、書面の交付は行いません。
 - 当社が実施する各種キャンペーン、プログラム、ポイント還元等の内容については、当社ウェブサイト上に掲示いたします。

個人情報取扱説明書

出光興産株式会社（以下「当社」）は、当社の電力供給サービスをお客様にご利用いただくにあたり、電気需給契約の申込受付等の機会に、直接または業務委託先等を通じてお客様の氏名、電子メールアドレス、郵便番号、住所、電話番号、契約内容、支払に関する情報、電気の利用状況、供給地点特定番号、お客様番号、引込柱番号等の情報（以下「個人情報」）を取得いたします。

1. 個人情報の利用目的

当社は、お客様の個人情報につき、法令に基づく場合を除き、以下に掲げる事業において、契約の締結・履行、会員サイト運営・管理、販売システムの運営・管理、アフターサービス、設備等の保守・保全、アンケートの実施、商品・サービスの改善・開発、商品・サービス（媒介事業者、指定事業者その他当社提携先（※）の関連商品・サービスを含む）に関する広告・宣伝物の送付・勧誘・販売、関係法令により必要とされる業務、その他これらに付随する業務を行うために必要な範囲内で利用させていただきます。

※媒介事業者及び指定事業者は、下記3. (3) 及び (4) で定義する者をいいます。

利用目的事業

電気供給事業、ガス・熱供給及び太陽光発電その他エネルギー事業、ガソリンスタンド事業、自動車関連商品小売事業及び自動車整備事業、電気通信・クレジットカード事業ならびにこれらの事業に付帯・関連する各種商品販売・サービス提供の事業

なお、当社は、上記の業務を円滑に実施するため、金融機関、クレジットカード会社、債権回収会社、その他協力会社等に業務の一部を委託することがあります。その際、業務委託の目的に必要な範囲でお客様の個人情報を提供することがあります。

2. 個人情報の共同利用

当社は、お客様の個人情報を、以下の通り、共同利用することがあります。

範囲 共同 者利 の用	・小売電気事業者（※1）（※2） ・一般送配電事業者（※1）（※3） ・電力広域的運営推進機関・需要抑制契約者（※4）
共同 利用の 目的	①託送供給契約又は電力量調整供給契約（以下「託送供給等契約」）の締結、変更又は解約のため ②小売供給契約（離島供給及び最終保障供給に関する契約を含む）又は電気受給契約（以下「小売供給等契約」）の廃止取次（※5）のため ③供給（受電）地点に関する情報の確認のため ④電力量の検針、設備の保守・点検・交換、停電時・災害時等の設備の調査その他の託送供給等契約に基づく一般送配電事業者の業務遂行のため ⑤ネガワット取引に関する業務遂行のため
共同 利用する 情報項目	①基本情報：氏名、住所、電話番号及び小売供給等契約の契約番号 ②供給（受電）地点に関する情報：託送供給等契約を締結する一般送配電事業者の供給区域、離島供給約款対象、供給（受電）地点特定番号、託送契約高情報、電流上限値、接続送電サービスメニュー、力率、供給方式、託送契約決定方法、計器情報、引込柱番号、系統連系設備有無、託送契約異動年月日、検針日、契約状態、廃止措置方法 ③ネガワット取引に関する情報：発電販売量、需要調達量、需要抑制量、ベースライン
管 理 共同 責任 者の用	①基本情報：小売供給等契約を締結している小売電気事業者（当社）（但し、離島供給又は最終保障供給を受けている需要者に関する基本情報については、一般送配電事業者） ②供給（受電）地点に関する情報：供給（受電）地点を供給区域とする一般送配電事業者 ③ネガワット取引に関する情報：需要抑制契約者

※1：当社は、共同利用の目的のために必要な範囲の事業者に限定してお客様の個人情報を共同利用するものであり、必ずしも全ての小売電気事業者及び一般送配電事業者及び需要抑制契約者との間でお客様の個人情報を共同利用するものではありません。

※2：小売電気事業者とは、電気事業法（昭和39年7月11日法律第170号）第2条の5第1項に規定する登録拒否事由に該当せず、小売電気事業者として経済産業大臣の登録を受けた事業者（電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）の附則により、小売電気事業者の登録を受けたとみなされた事業者を含みます）をいいます（事業者の名称、住所及び代表者につきましては、資源エネルギー庁のウェブサイト（http://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/retailers_list/）をご参照ください）。

※3：一般送配電事業者とは、北海道電力ネットワーク株式会社（<https://www.hepco.co.jp/network/corporate/company/index.html>）、東北電力ネットワーク株式会社（<https://nw.tohoku-epco.co.jp/company/profile/>）、東京電力パワーグリッド株式会社（<https://www.tepco.co.jp/pg/company/summary/>）、中部電力パワーグリッド株式会社（https://powergrid.chuden.co.jp/corporate/company/com_outline/）、北陸電力送配電株式会社（https://www.rikuden.co.jp/nw_company/）、関西電力送配電株式会社（<https://www.kansai-td.co.jp/corporate/profile/>）、中国電力ネットワーク株式会社（<https://www.energia.co.jp/nw/company/guide/outline/>）、四国電力送配電株式会社（<https://www.yonden.co.jp/nw/corporate/summary/index.html>）、九州電力送配電株式会社（https://www.kyuden.co.jp/td_company_outline_index）及び沖縄電力株式会社（<https://www.okiden.co.jp/company/guide/outline/>）をいいます（各事業者の住所及び代表者につきましては、各ウェブサイトをご参照ください）。

※4：需要抑制契約者とは、一般送配電事業者たる会員との間で需要抑制量調整供給契約を締結している事業者（契約締結前に事業者コードを取得している事業者を含みます）をいいます（事業者の名称、住所及び代表者については、電力広域的運営推進機関のウェブサイト（<https://www.occto.or.jp/privacy/negawatt-jigyousya.html>）をご参照ください）。

※5：「小売供給等契約の廃止取次」とは、お客様から新たに小売供給等契約の申込みを受けた事業者が、お客様を代行して、既存の事業者に対して、小売供給等契約の解約の申込みを行うことをいいます。

3. 個人情報の第三者提供

(1) 子会社及び持分法適用会社への提供

当社は、当社の連結子会社または持分法適用会社に対して、お客様の個人情報を、「1. 個人情報の利用目的」に記載の目的の達成に必要な範囲で提供することがあります。

(2) 信用情報の提供

当社は、お客様が電気料金その他の債務について、当社の定める支払い期日を経過してもお支払いが確認できない場合等には、お客様の個人情報を、他の小売電気事業者及び当社が加盟する信用情報機関等に提供することがあります。

(3) 媒介事業者への提供

当社は、電力小売事業に関する媒介、取次又は代理店契約を締結した相手先（以下「媒介事業者」）に対して、お客様の個人情報を、「1. 個人情報の利用目的」に記載の目的及び媒介事業者が取扱う商品・サービス・キャンペーン等に関する広告・宣伝物の送付・勧誘・販売の目的のために必要な範囲で提供することがあります。

(4) 指定事業者への提供

当社は、当社が指定するサービスステーションを運営する事業者（以下「指定事業者」）に対して、お客様の個人情報を、「1. 個人情報の利用目的」に記載の目的のために必要な範囲内で提供することがあります。

4. 個人情報の開示・訂正・削除等

当社が保有するお客様の個人情報について、利用目的の通知・開示・訂正・削除等を希望される場合には、当社はお客様ご本人からのお申し出であることを確認した上で、法令等に基づく合理的な範囲内において、速やかに対応いたします。お客様の個人情報について上記の対応を希望される場合、当社「電気お客様センター」にご連絡ください。

料金表

(円・税込)

基本料金・最低料金の算定方法	電力量料金	燃料費調整額	再生可能エネルギー 発電促進賦課金
算定方法は電力供給エリア・プランにより異なります。 ①ご契約電流(10A)×基本料金単価 ②ご契約容量(1kVA)×基本料金単価 ③最低料金適用電力量まで最低料金 ④ご契約電力(1kW)×基本料金単価	ご使用量 × 電力量料金単価	ご使用量 × 燃料費調整単価※	ご使用量 × 再生可能エネルギー 発電促進賦課金単価

※燃料費調整単価は「電気需給約款(低圧)」に基づいた計算式によって毎月算定し、当社ウェブサイトにてお知らせします。当社の燃料費調整単価では変動幅に上限を設定しておりません。燃料価格の高騰等により、上限設定をしている小売電気事業者の料金プランより割高となる可能性がございます。北海道・東北・中国・九州エリアでは離島ユニバーサル調整額を燃料費調整額に含みます。

■北海道・東北・東京・中部・北陸・九州エリア「Sプラン」(従量電灯B/C相当)

電力供給エリア 【Sプラン】	基本料金の 算定方法	基本料金 (10A/1kVA毎)	電力量料金(1kWh毎)		
			1段階※	2段階※	3段階※
北海道	①②	402.60	35.35	40.40	41.93
東北	①②	369.60	29.62	35.69	37.92
東京	①②	311.75	29.80	34.76	37.10
中部	①②	321.14	21.20	25.09	26.45
北陸	①②	302.50	30.86	33.92	34.40
九州	①②	316.24	18.37	23.26	24.46

※北海道：1段階：0～120kWh迄、2段階：121～280kWh迄、3段階：280kWh超過
 その他エリア：1段階：0～120kWh迄、2段階：121～300kWh迄、3段階：300kWh超過

■関西・中国・四国エリア「SプランA」(従量電灯A相当)

電力供給エリア 【SプランA】	最低料金 適用電力量	最低料金 (1契約につき)	電力量料金(1kWh毎)		
			1段階※	2段階※	3段階※
関西	15kWh	③522.58	20.21	24.24	26.58
中国	15kWh	③649.68	32.75	38.49	39.50
四国	11kWh	③666.89	30.65	36.19	38.18

※1段階：最低料金適用電力量超過～120kWh迄、2段階：121～300kWh迄、3段階：300kWh超過

■関西・中国・四国エリア「SプランB」(従量電灯B相当)

電力供給エリア 【SプランB】	基本料金の 算定方法	基本料金 (1kVA毎)	電力量料金(1kWh毎)		
			1段階※	2段階※	3段階※
関西	②	447.21	17.81	20.46	22.17
中国	②	447.97	30.06	35.41	35.93
四国	②	397.10	27.25	32.09	33.67

※1段階：0～120kWh迄、2段階：121～300kWh迄、3段階：300kWh超過

■「オール電化プラン」

電力供給 エリア	基本料金の 算定方法	基本料金 （定額または 10A/1kVA/ 1kW毎）	電力量料金(1kWh毎)		
			[休日定義] 土日、祝日、1月2日～3日、4月30日～5月2日、12月30日～31日 ※北陸及び中国エリアでは4月30日を含まず1月4日を含みます。 [季節定義] 夏季(7月1日～9月30日)、その他季(夏季以外の期間)。 春秋季(3月1日～6月30日、10月1日～11月30日)、夏冬季(春秋季以外の期間)。		
北海道	②	6kVA迄定額 2,877.60 7～8kVA定額 3,352.80 9～10kVA定額 3,828.00 超過1kVA毎 532.40	〈デイトタイム〉 13～18時 50.73	〈ホームタイム〉 8～13時 18～22時 43.32	〈ナイトタイム〉 左記以外 26.29
東北	②	6kVA迄定額 1,601.60 7～10kVA定額 2,266.00 超過1kVA毎 358.60	〈デイトタイム〉 7～23時 0～90kWh迄 31.17 91～230kWh 39.21 231kWh～ 43.91		〈ナイトタイム〉 左記以外 27.64
	④ ※	6kW迄定額 2,195.60 7～10kW定額 3,107.50 超過1kW毎 490.60			
東京	①	10A/1kVA毎 300.75	〈デイトタイム〉 6～翌1時 35.76		〈ナイトタイム〉 左記以外 27.86
	②				
中部	②	10kVA迄定額 1,728.44 超過1kVA毎 310.14	〈デイトタイム〉 平日10～17時 38.80	〈ホームタイム〉 平日8～10時 17～22時 休日8～22時 28.61	〈ナイトタイム〉 左記以外 16.52
北陸	②	10kVA迄定額 2,145.00 超過1kVA毎 291.50	〈デイトタイム〉 平日8～20時 39.87(夏季) 39.87(その他季)	〈ホリデータイム〉 休日8～20時 33.80	〈ナイトタイム〉 左記以外 26.98
関西	④ ※	10kW迄定額 2,178.93 超過1kW毎 385.09	〈デイトタイム〉 平日10～17時 27.42(夏季) 24.92(その他季)	〈ホームタイム〉 平日 7～10時 17～23時 休日 7～23時 21.66	〈ナイトタイム〉 左記以外 14.60
中国	④ ※	10kW迄定額 1,908.72 超過1kW毎 469.37	〈デイトタイム〉 平日9～21時 46.46(夏季) 44.40(その他季)	〈ホリデータイム〉 休日全時間帯 30.35	〈ナイトタイム〉 左記以外 30.35
四国	④ ※	10kW迄定額 6,449.79 超過1kW毎 544.50	〈デイトタイム〉 平日9～23時 40kWh超過分 40.02	〈ナイトホリデータイム〉 左記以外 130kWh超過分 30.40	
九州	④ ※	10kW迄定額 1,778.80 11～15kW定額 4,593.20 超過1kW毎 562.88	〈デイトタイム〉 平日8～22時 27.63(夏冬季) 24.74(春秋季)	〈ホリデータイム〉 休日8～22時 22.01(夏冬季) 18.61(春秋季)	〈ナイトタイム〉 左記以外 14.59

※契約電力は、実量制によって決定いたします。

■「低圧電力プラン」

電力供給 エリア	基本料金の 算定方法	基本料金 (1kW毎)	省エネ割引 (1kW毎) ^{※1}	電力量料金(1kWh毎)			
				【夏季】 ^{※2}		【その他季】 ^{※2}	
				1段階 ^{※3}	2段階 ^{※3}	1段階 ^{※3}	2段階 ^{※3}
北海道	④	1,377.86	-112.04	28.71	29.72	28.71	29.72
東北	④	1,300.89	-112.04	27.09	32.73	25.64	30.85
東京	④	1,055.49	-56.02	26.78	30.14	25.25	29.63
中部	④	1,204.15	-112.04	16.84	20.68	15.29	20.17
北陸	④	1,226.50	-112.04	26.12	27.13	25.06	26.07
関西	④	1,132.71	-173.16	14.35	16.07	12.86	14.57
中国	④	1,163.92	-56.49	26.80	28.57	25.51	28.26
四国	④	1,183.71	-112.04	25.97	26.99	24.53	25.54
九州	④	1,023.23	-112.04	17.40	18.77	15.71	18.56

※1: 1月の電気使用量が[契約電力×125]kWh以下の場合に適用され、契約電力(kW)×省エネ割引単価を電気料金から割引します。

※2: 夏季(7月1日~9月30日)、その他季(夏季以外の期間)。※3: 1段階目は[契約電力×125]kWh迄(東京エリアは[契約電力×135]kWh迄)

クーリング・オフに関するお知らせ

クーリング・オフの対象となるお客様は、電気需給契約の締結にあたり特定商取引法上の訪問販売等に該当する勧誘を受けてお申込みをされた場合のみ適用させていただいております。当社サービスステーションやウェブサイトなどからお申込みいただいたお客様には適用されません。

お客様が、媒介事業者の訪問販売及び電話勧誘によりお申込みをされた場合、本書面を受領後、お申込みをされた日から8日を経過するまでは、書面により無条件でお申込みの撤回を行うこと、または契約解除を行うこと(以下「クーリング・オフ」といいます)ができ、その効力はクーリング・オフの書面を発信したとき(郵便消印日付など)から発生します。この場合、お客様は、①損害賠償及び違約金の支払いを請求されることはありません。②すでに引き渡された商品の引き取りに要する費用や移転された権利の返還に要する費用の支払い義務はありません。③すでに代金または対価の一部または全部を支払っている場合は、速やかにその金額の返還を受けることができます。④商品を使用もしくは消費し、または権利を行使して得られた利益に相当する金銭の支払い義務はありません。また、役務の提供を受けた場合でも、当該契約に基づく対価の支払義務はありません。⑤役務の提供に伴い、土地または建物その他の工作物の現状が変更された場合には、無償で元の状態に戻すよう請求することができます。

上記クーリング・オフの行使を妨げるために当社または契約を媒介した代理店が不実のことを告げたことによりお客様が誤認し、または威迫したことによりお客様が困惑して、クーリング・オフを行わなかった場合は、当社から、クーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは、書面によりクーリング・オフを行うことができます。クーリング・オフを行う場合は、ハガキ等(簡易書留、書留、内容証明郵便、特定記録郵便が確実です)に下記内容を記載のうえ、当社「お客様センター」(〒980-8781 宮城県仙台市青葉区中央2-9-27プライムスクエア広瀬通12F 出光興産 電気お客様センター宛)に郵送してください。

①ご契約者名 ②ご契約者様ご住所 ③ご契約日 ④媒介事業者名 ⑤媒介事業者住所
⑥ご契約プラン名 ⑦電気のご使用場所(住所) ⑧ご契約者様電話番号
⑨クーリング・オフの意思表示 例) この契約を解約し、または申込みを撤回します。

小売電気事業者: 出光興産株式会社(A0012)

〒100-8321 東京都千代田区大手町一丁目2番1号

●お問い合わせ先 出光興産 「電気お客様センター」

☎0120-033-364 (通話料: 無料)

【受付時間】9:00~17:30(12月29日から1月3日を除く)

媒介事業者: